

# 人身傷害保険「保険金額5,000万円」のすすめ

人身傷害保険の保険金額は、  
大きな事故、たとえば「事故で死亡された場合」に発生する損害の額を目安に設定します。  
損害の額は、お客さまの**年令**や**収入**、**家族構成**などによって異なりますが、

**5,000万円以上**となる場合が多いため、  
残されたご家族のことを考えて、十分な保険金額を設定しましょう。



人身傷害保険は、事故によりお客さまに実際に発生した損害<sup>(注1)</sup>をご契約の保険金額の範囲内で補償します<sup>(注2)</sup>。具体的には、以下の損害がお支払いの対象となります。

### お支払いの対象となる損害

事故で治療を受けた場合	=	治療費等	+	精神的損害	+	休業損害	など
事故で後遺障害が発生した場合 <sup>(注3)</sup>	=	治療費等	+	精神的損害	+	休業損害	+ 逸失利益 <sup>(注4)</sup> + 将来の介護料 など
事故で死亡した場合	=	治療費等	+	精神的損害	+	休業損害	+ 逸失利益 <sup>(注4)</sup> + 葬儀費 など

### 損害額の例

下記金額は損害の額の一例です。実際の事故では保険金額を限度にお支払いします<sup>(注2)</sup>。  
また、損害の額はお客さまの年令や収入、家族構成などによって異なります。

### 事故状況

運転中にわき見をして  
ガードレールに衝突し  
死亡した。



- 38才男性(死亡時38才)  
年収600万円
- 家族は妻と子2人
- 重度の頭部外傷を負い  
20日間の入院後死亡

治療費等	100万円
精神的損害	2,017万円
休業損害	33万円
逸失利益	8,059万円
葬儀費	100万円
<b>合計</b>	<b>10,309万円</b>

(千円単位を四捨五入)

自動車事故特約をセットすると、ご契約のお車に搭乗中等の事故だけでなく、補償の対象となる事故の種類を拡大します。

事故の種類	ご契約のお車に搭乗中等の事故	左記以外の自動車運行事故	
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした 	ご契約のお車以外の自動車 <sup>(注5)</sup> に搭乗中の事故でケガをした 	歩行中に自動車にはねられケガをした 
人身傷害保険	○	× <sup>(注6)</sup>	×
自動車事故特約をセット	○	○	○

※「自動車事故特約」をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

(注1) 損害とは治療費、精神的損害、休業損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。  
(注2) 重度後遺障害<sup>(注3)</sup>が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合は、ご契約の保険金額が「無制限」以外であっても「無制限」として取り扱い、人身傷害保険金をお支払いします。  
(注3) 普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1の第1~2級または<別表1>の2の第1~2級、第3級③④の後遺障害をいいます。  
(注4) 後遺障害のために労働能力の一部もしくは全部を喪失したことまたは死亡したことにより発生した、将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。  
(注5) 記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。  
(注6) 「他車運転特約」等で補償されるケースがあります。

